

## 対象者名簿提供に係る同意書

令和6年度東海市敬老行事対象者名簿（以下「対象者名簿」という。）の貸出に関して、以下の事項を遵守することに同意します。

- (1) 令和6年度東海市敬老事業費交付金支給要綱に基づき、実施する敬老行事に関する事務（以下「敬老行事事務」という。）以外の目的に、対象者名簿を利用しないこと。
- (2) 対象者名簿の取扱いについて、十分に注意するとともに、漏えい、毀損、滅失及び改ざんをしないこと。
- (3) 敬老行事事務に従事する者以外の第三者に対象者名簿の提供、閲覧、譲渡を行わないこと。
- (4) 敬老行事事務に従事している時又は従事しなくなった時において、対象者名簿によって知り得た個人情報を他人に知らせないこと。また、対象者名簿の取り扱い事項を遵守するよう、敬老行事事務に従事する者にも周知する等、個人情報の保護に関して、十分注意すること。
- (5) 対象者名簿の保管場所について、個人情報保護の観点から適切な保管場所を選定する等、取り扱いに関して、十分注意すること。
- (6) 対象者名簿の管理については、盗難や紛失等に十分注意するとともに、事故が起こった場合には、すみやかに市へ報告すること。
- (7) 上記項目に反する事態が生じたとき、事前に生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関する苦情等があったときには、すみやかに市へ報告すること。
- (8) 市から対象者名簿等について、必要な報告又は説明を求められた場合には、これに応じること。
- (9) 必要以上に対象者名簿の複写、複製をしないこと。また、敬老事業終了後は、市が指定した方法により、複写、複製したものも含め、対象者名簿をすみやかに返還すること。
- (10) 以上の事項が遵守されていないとき、対象者名簿の貸出中止や返還を求められても、異議を申し立てしないこと。

令和 年（ 年） 月 日

町内会・自治会等名

代表者名

住 所

連 絡 先

※ 代表者の自筆でない場合は、氏名の後に押印が必要です。